### 9.12 景観

#### 9.12.1 調査

#### (1)調査内容

ごみ処理施設及び付帯施設の存在による眺望景観への影響を予測・評価するために、 以下の項目について調査した。

### (a) 主要な眺望地点の状況

不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等を調査した。

## (b) 主要な眺望景観の状況

眺望の構成要素の状況(遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空地等の状況)を調査した。

#### (c) その他の予測·評価に必要な事項

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況等を調査した。

#### (2)調査方法

調査は、既存資料の収集及び現地調査により行った。

#### (a) 既存資料調査

主要な眺望地点の位置(計画地からの距離や方角)、利用状況、眺望地点としての重要度については、観光パンフレット等の資料を整理した。

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況の調査は、地形図、 地質図、土地利用現況図等の資料を整理した。

## (b) 現地調査

現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握した。

また、主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、 印象、計画地の見え方等を整理した。

写真撮影は、表 9.12-1 に示すとおり、地上高さ1.5mでの水平視とし、焦点距離 30mm相当のレンズを用いた。

表 9.12-1 景観の撮影条件

項目	撮影条件
使用カメラ	Canon EOS Kiss X2
使用レンズ	28~35mm ズーム(35mm 換算)
焦点距離	29mm(35mm 换算)
水平角	$60^{\circ}$
撮影高さ	地盤+1.5m

## (3)調査地域・地点

## (a) 既存資料調査

調査地域は、計画地周辺 3km 程度の範囲を基本とした。

## (b) 現地調査

調査地域は、計画地周辺 3km 程度の範囲を基本とした。調査地点は、調査地域において景観への影響の予測・評価に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。既存資料調査及び現地踏査により調査地域内に分布する計画地を眺望できる公園等、眺望地点となりうる場所を抽出し、主要な眺望地点として景観写真の撮影を行った。主要な眺望地点は、不特定多数の人により利用または活用される施設等の付近として、表 9.12-2 及び図 9.12-1 に示すとおりである。

表 9.12-2 主要な眺望地点

No.	地点名	計画地敷地境界 までの最短距離	計画地からの 眺望地点の方向	眺望の概要
1	ポピーハッピースクエア	約 3,050m	北北東	計画地北北東側に位置する畑付近である。ポピーが咲く時期には不特定多数の人による利用が想定される。
2	高尾さくら公園	約 1,530m	東北東	計画地東北東側に位置する公 園内である。不特定多数の人に よる利用が想定される。
3	北本水辺プラザ公園	約 1,280m	東	計画地東側に位置する公園内 である。不特定多数の人による 利用が想定される。
4	さくら堤公園	約 775m	北北西	計画地北北西側に位置する公園内である。不特定多数の人による利用が想定される。
5	鳥羽井沼へら鮒釣場	約 1,560m	南	計画地南側に位置する鮒釣場 内である。不特定多数の人によ る利用が想定される。
6	県道 33 号線 (計画地東側)	約 1,500m	東	計画地東側に位置する県道 33 号線の側道上である。
7	県道 33 号線 (計画地西側)	約 360m	西北西	計画地西側に位置する県道 33 号線の歩道上である。
8	県道 76 号線 (計画地南西側)	約 2,070m	南西	計画地南西側に位置する県道 76号線の歩道上である。
9	市野川堤防	約 650m	南南東	計画地南側に位置する堤防上 である。不特定多数の人による 利用が想定される。
10	川島町役場展望台	約 3,010m	南	計画地南側に位置する展望台内である。不特定多数の人による利用が想定される。

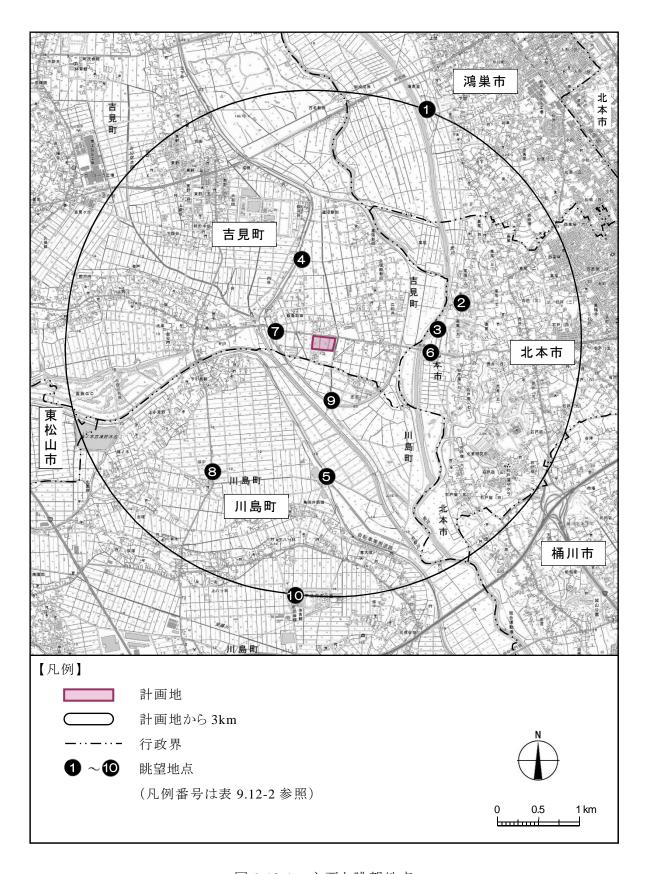


図 9.12-1 主要な眺望地点

## (4)調査期間・頻度

## (a) 既存資料調査

既存資料の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とした。

## (b) 現地調査

季節変化を把握するため、4季(春季、夏季、秋季、冬季)に各1回とした。 現地調査期間は、表9.12-3に示すとおりである。

表 9.12-3 調査期間(現地調査)

調査項目		調査期間
	夏季:平成 29 年 8月 29日(火)	
	主要な眺望景観の状況	秋季:平成 29 年 11 月 9 日(木)、11 月 12 日(日)
景観		冬季:平成 30 年 1月19日(金)
		春季:平成 30 年 4月 2日(月)、5月24日(木)

### (5)調査結果

## (a) 主要な眺望地点の状況

### (ア) 既存資料調査

主要な眺望地点の状況の既存資料調査は、「第3章地域特性、3.2 自然的状況、3.2.6 景観及び人と自然とのふれあいの場の状況」に示すとおりである。

## (イ) 現地調査

主要な眺望地点の利用状況や眺望特性は、表 9.12-4(1)  $\sim$  (10) に示すとおりである。

計画地を望むことのできる眺望を主目的とした地点や、近傍で不特定多数の人による利用または活用される施設、道路上であり主として通過利用の地点があった。

表 9.12-4(1) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

	地	」点 名	No.1 ポピーハッピースクエア
<b>4</b> 11	眺望点の状況	元	約 3,000 万本のポピーが栽培されている花畑
利用	利用者の属性		地域住民、観光客
の 状	利用目的		移動(自動車、自転車、徒歩)、景観の眺望、写真撮影
態			など
	主な利用時間	T	終日
		近景	眺望点の周囲には道路や田畑が広がっている。
			[眺望対象:道路、田畑、草地、水路] 樹木が広がっている。
n.II.	景観構成、	中景	〔眺望対象:樹木〕
眺望	眺望対象		山地の稜線がスカイラインを構成している。
特		遠景	また、気象条件の良い時には、遠方に富士山を眺望す
性			ることができる。
	上 眺望方向		〔眺望対象:山地、富士山〕 全方位 360°の眺望が得られる。
		<del>-</del>	
	計画地の方向		南南西 方向 (遠景)
TUISIL	眺室	点と計画地	眺望点の状況
3km		THE STATE OF THE S	全 景
	<b>—</b>	<b>=</b>	計画地
	東	南	西 北
4			
	A STATE OF THE STA		

表 9.12-4(2) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

地 点 名		点名	No.2 高尾さくら公園
利	眺望点の状況		約30種、200本の桜が植えられている公園
用	利用者の属性		地域住民、観光客
が状	利用目的		景観の眺望、写真撮影、探勝、休憩など
態	主な利用時間	<b>]</b>	終日
		近景	眺望点の周囲には公園内の樹木や池、荒川を越えて から田畑が広がっている。 〔眺望対象:田畑、草地、樹木、池〕
眺	景観構成、眺望対象	中景	住宅地や田畑が広がっている。 〔眺望対象:住宅地、田畑、樹木〕
望 特 性	<b>奶</b>	遠景	山地の稜線がスカイラインを構成している。 また、気象条件の良い時には、遠方に富士山を眺望することができる。 〔眺望対象:山地、富士山〕
	眺望方向		全方位 360°の眺望が得られる。
	計画地の方向	ī	西南西 方向 (中景)
	眺望	点と計画地	眺望点の状況
3km B B B B B B B B B B B B B B B B B B B		が	全景
			計画地
	東	南	→ 西 北

表 9.12-4(3) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

	地 点 名		No.3 北本水辺プラザ公園
利	眺望点の状況	2	多目的広場や水路、散策路が整備された公園
用	利用者の属性		地域住民
が状	利用目的		景観の眺望、休憩、運動、散策など
態	主な利用時間	]	4~9月 8:00~18:00 10~3月 8:00~17:00
	E 441 4# -1-	近景	眺望点の周囲には草地が広がっている。 左側に荒川橋が通っている。 〔眺望対象:草地、荒川橋〕
眺望	景観構成、眺望対象	中景	住宅地や田畑が広がっている。 〔眺望対象:住宅地、田畑〕
特性		遠景	山地の稜線がスカイラインを構成している。 〔眺望対象:山地〕
	眺望方向		全方位 360°の眺望が得られる。
	計画地の方向	]	西 方向 (中景)
	眺望	点と計画地	眺望点の状況
Sim Sim		が ・	全景
	計画地		
東		南	西北

表 9.12-4(4) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

	地	」点 名	No.4 さくら堤公園
利	眺望点の状況		約 1.8km の桜堤 秋ヶ瀬公園(さいたま市)と森林公園(滑川町)を結ぶサイクリングコースが並走している。
用の	利用者の属性	<u> </u>	地域住民、観光客
状態	利用目的		移動(自転車、徒歩)、景観の眺望、写真撮影、探勝など
	主な利用時間	II	終日
	景観構成、	近景	眺望点の周囲には住宅地や田畑が広がっている。 眺望点はサイクリングロード上である。 〔眺望対象:住宅地、田畑、樹木、電柱、 サイクリングロード〕
眺望特	眺望対象	中景	中景の眺望は得られない。 〔眺望対象:-〕
性		遠景	遠景の眺望は得られない。 [眺望対象:-]
	眺望方向		全方位 360°の眺望が得られる。
	計画地の方向	ī	南南東 方向 (中景)
	眺望	点と計画地	眺望点の状況
			全景
			計画地
北		東	南

表 9.12-4(5) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

	地 点 名		No.5 鳥羽井沼へら鮒釣場
利	利 眺望点の状況		鳥羽井沼自然公園内にある鮒釣場
用	利用者の属性		地域住民
が状	利用目的		鮒釣など
態	主な利用時間	II	4~9月 5:00~18:00 10~3月 6:00~17:00
مالت	景観構成、	近景	眺望点の周囲には道路や田畑が広がっている。 左側にサイクリングロードが通っている。 〔眺望対象:道路、田畑、草地、樹木、 サイクリングロード〕
眺望	眺望対象	中景	田畑や樹木が広がっている。
性		遠景	〔眺望対象:田畑、樹木〕 山地の稜線がスカイラインを構成している。 〔眺望対象:山地〕
	眺望方向		全方位 360°の眺望が得られる。
	計画地の方向	ī	北 方向 (中景)
	眺望	点と計画地	眺望点の状況
3km		3km and the state of the state	全景
計画地			
南		西	北東

表 9.12-4(6) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

地 点 名		No.6 県道 33 号線(計画地東側)	
眺望点の状況	7	計画地の周辺を通る県道上の地点	
利用者の属性		地域住民	
利用目的		移動(自動車、自転車、徒歩)など	
主な利用時間	<b>1</b>	終日	
	近暑	眺望点の周囲には田畑や樹木が広がっている。	
	, , , ,		
景観構成、地望対象	中景	住宅地や田畑が広がっている。	
	遠景	山地の稜線がスカイラインを構成している。	
眺望方向		南~北 方面の眺望が得られる。	
計画地の方向		西 方向 (中景)	
眺望	 点と計画地	眺望点の状況	
35/cm		全景	
		計画地	
南		西	北
	眺望点の属性利用 目前 日本	眺望点の状況         利用目的         主な利用時間         近景         景観構成、         眺望対象         中景         遠景         眺望方向         計画地の方向         眺望点と計画地	計画地の周辺を通る県道上の地点   利用者の属性 地域住民   利用目的   移動(自動車、自転車、徒歩)など   主な利用時間   終日   眺望点の周囲には田畑や樹木が広がっている。   右側に荒川、荒川橋(道路)が通っている。   (眺望対象:道路、田畑、樹木、荒川、荒川橋)   住宅地や田畑が広がっている。   (眺望対象:住宅地、田畑)   山地の稜線がヌカイラインを構成している。   (眺望対象:山地)   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

表 9.12-4(7) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

	地 点 名		No.7 県道 33 号線(計画地西側)
利	制 眺望点の状況		計画地の周辺を通る県道上の地点
用	利用者の属性		地域住民
が状	利用目的		移動(自動車、自転車、徒歩)など
態	主な利用時間		終日
		近景	眺望点の周囲には住宅地や田畑が広がっている。 東西方向に道路が通っている。 〔眺望対象:道路、住宅地、田畑、樹木〕
眺望	景観構成、 眺望対象	中景	中景の眺望は得られない。 〔眺望対象:-〕
特性		遠景	遠景の眺望は得られない。 [眺望対象:-]
	眺望方向		東~西 方面の眺望が得られる。
	計画地の方向	J	東南東 方向 (近景)
	眺望。	点と計画地	眺望点の状況
3km			全景
		計	画地
	北	東	南西西

表 9.12-4(8) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

地 点 名			No.8 県道 76 号線(計画地南西側)
<b>4</b> :0	利 眺望点の状況		計画地の周辺を通る県道上の地点
用用	利用者の属性		地域住民
の 状	利用目的		移動(自動車、自転車、徒歩)など
態	主な利用時間		終日
眺	景観構成、眺望対象	近景  中景	眺望点の周囲には住宅地や田畑が広がっている。 南北方向に道路が通っている。 〔眺望対象:道路、住宅地、田畑〕 樹木が広がっている。
望 特 性		遠景	[眺望対象:樹木] 遠景の眺望は得られない。 [眺望対象:-]
	眺望方向		全方位 360°の眺望が得られる。
	計画地の方向		北東 方向 (中景)
	眺望	点と計画地	眺望点の状況
3km		3km man and a second se	全景
	計画地		
	西	北	東南

表 9.12-4(9) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

	地 点 名		No.9 市野川堤防
利	眺望点の状況	2	市野川沿いに位置する延長 7,500km の堤防
用	利用者の属性		地域住民
の 状	利用目的		移動(自動車、自転車、徒歩)など
態	主な利用時間	]	終日
		近景	眺望点の周囲には田畑や草地が広がっている。 〔眺望対象:田畑、草地、建物〕
眺望	景観構成、 眺望対象	中景	樹木が広がっている。 [眺望対象:樹木]
特性		遠景	遠景の眺望は得られない。 [眺望対象:-]
	眺望方向		全方位 360°の眺望が得られる。
	計画地の方向	]	北北西 方向 (中景)
	眺望。	点と計画地	眺望点の状況
3km			全景
			計画地
南	南西西		北東

表 9.12-4(10) 主要な眺望地点の利用状況や眺望特性

地 点 名			No.10 川島町役場展望台			
利用の状態	眺望点の状況		川島町役場の4階にある展望台			
	利用者の属性		地域住民			
	利用目的		景観の眺望、休憩など			
	主な利用時間		8:30~17:15			
眺望特	景観構成、眺望対象	近景	眺望点の周囲には住宅地や田畑が広がっている。 直近に川島町役場駐車場があり、格子状に道路が通っ ている。 〔眺望対象:駐車場、道路、住宅地、田畑、樹木〕			
		中景	住宅地や田畑が広がっている。 〔眺望対象:住宅地、田畑、樹木〕			
性		遠景	住宅地や田畑が広がっている。			
	眺望方向		[眺望対象:住宅地、田畑、樹木] 西〜東 方面の眺望が得られる。			
	計画地の方向		北方向(遠景)			
	眺望点と計画地		眺望点の状況			
		が				
			全 景			
		計画	■地			
西地			東			

# (b) 主要な眺望景観の状況

## (ア) 既存資料調査

主要な眺望景観の状況の既存資料調査は、「第3章地域特性、3.2 自然的状況、 3.2.6 景観及び人と自然とのふれあいの場の状況」に示すとおりである。

## (イ) 現地調査

主要な眺望景観の状況は、表 9.12-5(1)~(10)に示すとおりである。

## 表 9.12-5(1) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.1 ポピーハッピースクエア

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、左右の田畑、中央の道路・水路、遠景は樹木・山地等により構成されている。天気の良い日には遠景に富士山を見ることができる。

計画地は眺望の開けた地点であるため、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】







<秋季調査>

<冬季調査>





## 表 9.12-5(2) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.2 高尾さくら公園

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、近景は公園内の樹木・池、荒川を越えてからは田畑、遠景は住宅地・田畑等により構成されている。天気の良い日には遠景に富士山を見ることができる。

計画地は眺望の開けた地点であるため、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】







<秋季調査>

<冬季調査>





## 表 9.12-5(3) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.3 北本水辺プラザ公園

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、近景は公園内の草地、左の荒川橋、荒川を越えてからは住宅地・田畑、遠景は山地等により構成されている。

計画地は眺望の開けた地点であるため、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】







<秋季調査>

<冬季調査>



## 表 9.12-5(4) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.4 さくら堤公園

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、住宅地・田畑・樹木等により構成されている。

計画地は眺望の開けた地点であるため、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】



<夏季調査>



<秋季調査>



<冬季調査>



## 表 9.12-5(5) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.5 鳥羽井沼へら鮒釣場

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、左のサイクリングロード、近景の道路・田畑・草地・樹木、遠景は山地等により構成されている。

計画地は草刈り後には眺望が開けるなど、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に 大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】







<秋季調査>

<冬季調査>





## 表 9.12-5(6) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.6 県道 33 号線(計画地東側)

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、右の荒川・荒川橋(道路)、近景の道路・田畑・樹木、遠景は山地等により構成されている。

計画地は眺望の開けた地点であるため、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】







<秋季調査>

<冬季調査>





## 表 9.12-5(7) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.7 県道 33 号線(計画地西側)

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、近景の道路・住宅地・田畑・樹木等により構成されている。

計画地は眺望の開けた地点であるため、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】



<夏季調査>



<秋季調査>



<冬季調査>



## 表 9.12-5(8) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.8 県道 76 号線(計画地南西側)

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、近景は道路・住宅地・田畑、中景は樹木等により構成されている。 計画地は眺望の開けた地点であるため、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】



<夏季調査>



<秋季調査>



<冬季調査>



No.9 市野川堤防

## 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、近景の田畑・草地・建物、中景は樹木等により構成されている。

計画地は草刈り後には眺望が開けるなど、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に 大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】



<夏季調査>



< 秋季調査>



<冬季調査>



## 表 9.12-5(10) 主要な眺望景観の状況

調査地点

No.10 川島町役場展望台

#### 【眺望の概要】

本地点からの計画地方面の眺望は、近景は駐車場・田畑・樹木、格子状の道路、遠景は住宅地・田畑・樹木等により構成されている。

計画地は眺望の開けた地点であるため、耕作地の状況に応じて眺望は変わるものの、視認できる要素に大きな変化は生じない。年間を通じて計画地を眺望することができる。

## 【眺望景観】



<夏季調査>



<秋季調査>



<冬季調査>



## (c) その他の予測·評価に必要な事項

## (7) 既存資料調査

#### i) 地域の景観特性

地域の景観特性の既存資料調査は、「第3章 地域特性、3.2 自然的状況、3.2.6 景観及び人と自然とのふれあいの場の状況」に示すとおりである。

## ii) 地形·地質

地形・地質の既存資料調査は、「第 3 章 地域特性、3.2 自然的状況、3.2.4 地 形及び地質の状況」に示すとおりである。

#### iii) 史跡·文化財

史跡・文化財の既存資料調査は、「第 3 章 地域特性、3.2 自然的状況、3.2.7 文化財等の状況」に示すとおりである。

## iv) 土地利用の状況

土地利用の状況の既存資料調査は、「第 3 章 地域特性、3.1 社会的状況、3.1.2 土地利用の状況」に示すとおりである。

## 9.12.2 予測

## (1) 予測内容

施設の存在による主要な眺望景観の変化の程度を予測した。

## (2) 予測方法

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較して視覚的に判断できる方法により予測した。

## (3) 予測地域・地点

予測地点は現地調査地点と同様とした。

## (4) 予測時期等

施設の完成後とした。

## (5) 予測条件

施設の造成計画及び建築計画は、「第 2 章 対象事業の目的及び概要、2.6 事業の 実施方法、2.6.3 施設配置計画」に示すとおりである。

## (6) 予測結果

主要な眺望景観の変化の程度は、表 9.12-6(1)~(10)に示すとおりである。

表 9.12-6(1) 主要な眺望景観の変化の程度

No.1 ポピーハッピースクエア

## 【現況】



## 【施設の存在時】



## 【眺望の変化】

既存施設より左側に計画施設の煙突が視認できるようになるが、計画地から約 3.1km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(2) 主要な眺望景観の変化の程度

No.2 高尾さくら公園

## 【現況】



## 【施設の存在時】



## 【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 1.5km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(3) 主要な眺望景観の変化の程度



## 【施設の存在時】



## 【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 1.3km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

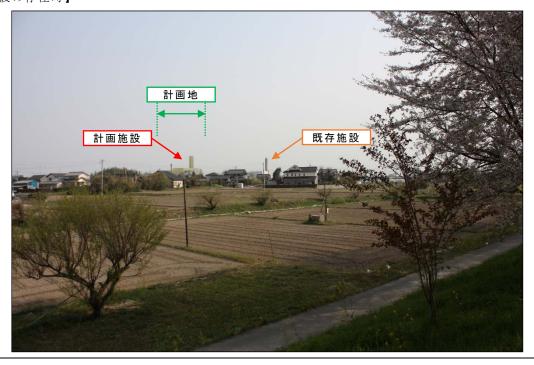
表 9.12-6(4) 主要な眺望景観の変化の程度

No.4 さくら堤公園

## 【現況】



## 【施設の存在時】

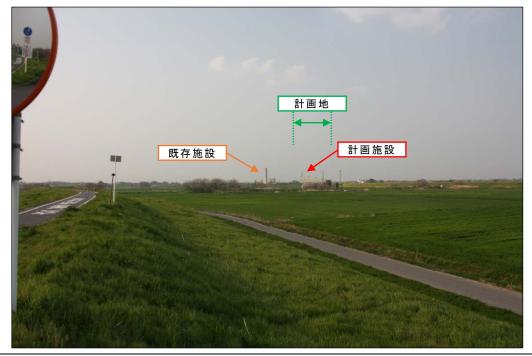


# 【眺望の変化】

既存施設より左側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、周辺環境と調和する色彩 を採用することから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(5) 主要な眺望景観の変化の程度

# 【施設の存在時】



## 【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 1.6km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(6) 主要な眺望景観の変化の程度

No.6 県道 33 号線(計画地東側)

## 【現況】



## 【施設の存在時】



## 【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 1.5km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

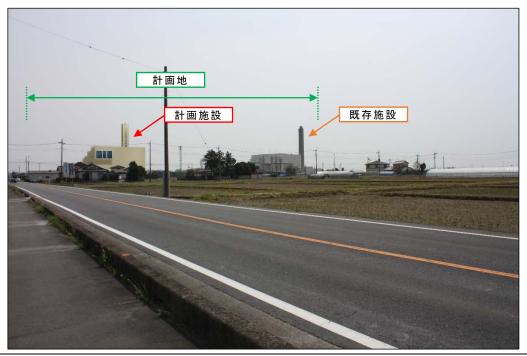
表 9.12-6(7) 主要な眺望景観の変化の程度

No.7 県道 33 号線(計画地西側)

## 【現況】



# 【施設の存在時】



## 【眺望の変化】

既存施設より左側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、周辺環境と調和する色彩を採用することから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

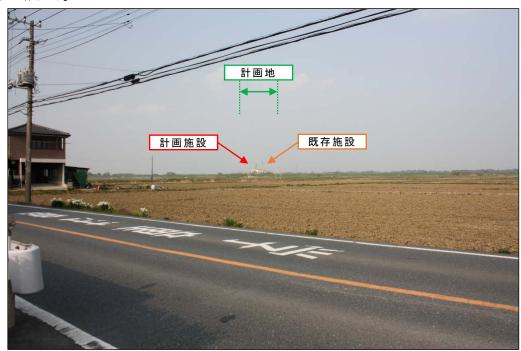
表 9.12-6(8) 主要な眺望景観の変化の程度

No.8 県道 76 号線(計画地南西側)

# 【現況】



# 【施設の存在時】



## 【眺望の変化】

既存施設とほぼ同じ位置に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 2.1km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(9) 主要な眺望景観の変化の程度

No.9 市野川堤防

## 【現況】



# 【施設の存在時】



# 【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突が視認できるようになるが、周辺環境と調和する色彩を採用することから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

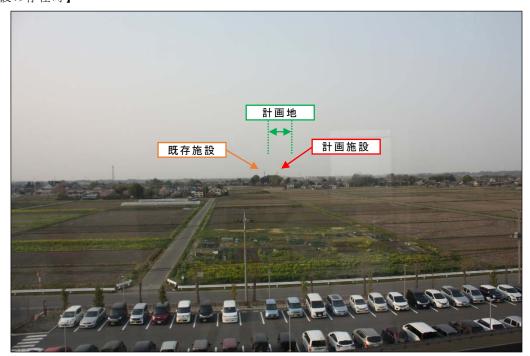
表 9.12-6(10) 主要な眺望景観の変化の程度

No.10 川島町役場展望台

## 【現況】



## 【施設の存在時】



## 【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突が視認できるようになるが、計画地から約 3.0km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

## 9.12.3 評価

#### (1)評価方法

#### (a) 影響の回避·低減の観点

景観において、眺望景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り 回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

## (b) 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市町により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等が無い場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

景観に関しては、景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づく埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画において、景観形成基準が表 9.12-7 のとおり定められている。

このことから、景観に係る環境保全目標は、「周辺の景観との調和が図られていること」とした。

表 9.12-7 景観に係る関係計画等

関係計画等	内容					
埼玉県景観計画	計画 【景観形成基準】					
(平成 28 年 4 月、	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					
埼玉県)						
	ること。					
	b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共					
	の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。 (イ)中景〜近景(周辺景観の中でのあり方)					
	a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、					
	観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。 b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないよう					
すること。						
	c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とする					
	と。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえるこ					
	と。 (ウ) 建築物等のデザイン					
	. ~ H77 HF1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					
	a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避け					
	多色使い又はアクセント色の使用に		彩相互の調和、使用			
する量のバランスに十分配慮すること。						
b 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 c 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲う。						
	TAN TI CREETING / WOLCO					
	【大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準】					
	関越道以東で用途地域が定められていない区域					
	色相	明度	彩度			
	7.5R から 7.5Y	2を超える	6 を超える			
		2以下	_			
	7.5RP から 7.5R(7.5R は含まない)	2を超える	4 を超える			
	7.5Y から 7.5GY(7.5Y は含まない)	2以下	_			
	7.5GY から 7.5RP	2を超える	2を超える			
	(7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 以下				
	N	2 以下	_			

## (2) 環境の保全に関する配慮方針

- ① 圧迫感を与えないようにできる限り建物を小さくする等、施設形状及び配置計画に努める。
- ② 建築物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を採用する。
- ③ 建物の色彩は、色彩の制限基準内の色彩調整を行うなど、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づき、建築物に配慮する。
- ④ 計画地敷地周囲への植栽及び計画地内の緑化等、景観への影響の緩和に努める。
- ⑤ 植栽は、低木・中木・高木による混植を行い、周囲からの建物を遮蔽できるように、 周縁部にはできる限り高木による植栽を行う。

#### (3)評価結果

## (a) 影響の回避·低減の観点

事業の実施にあたっては、環境の保全に関する配慮方針に示すとおり、施設計画や 緑化計画に十分配慮することにより、施設の存在に伴う景観への影響は低減されると評価した。

### (b) 基準・目標等との整合の観点

事業の実施にあたっては、環境の保全に関する配慮方針に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や計画地周辺の植栽及び緑化に十分配慮することにより、施設の存在に伴う景観への影響は低減され、環境保全目標に適合すると評価した。